

# 犯罪被害者等支援条例の概要

<b>1 目的（第1条）</b>	犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。
<b>2 定義（第2条）</b>	<b>6 市町村、民間支援団体に対する支援（第7条、第8条）</b>
○犯罪被害者等 ○犯罪被害者等支援 ○二次被害 ○民間支援団体	<b>市町村に対する支援（第7条）</b> 市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。  <b>民間支援団体に対する支援（第8条）</b> 民間支援団体が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。
<b>3 基本理念（第3条）</b>	<b>7 施策の実施状況の公表（第9条）</b>
犯罪被害者等支援は、 ・犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するという認識の下に行われること。 ・犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）、置かれている状況等に応じて適切に行われるとともに、支援により二次被害を生じさせることのないよう十分配慮すること。 ・国、県及び市町村が行う公助を基本とし、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われること。 ・県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が相互に連携し、協力することにより行われること。	毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況を公表する。
<b>4 県の責務、県民の役割（第4条、第5条）</b>	<b>8 財政上の措置（第10条）</b>
<b>県の責務（第4条）</b> 国、市町村、民間支援団体その他の関係機関と連携を図り、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。  <b>県民の役割（第5条）</b> ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることがないよう十分配慮すること。 ・県及び市町村が実施する支援施策に協力するよう努めること。	犯罪被害者等支援の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。
<b>5 犯罪被害者等支援に関する計画（第6条）</b>	<b>9 審議会の設置等（第11条～第17条）</b>
○計画に定める事項 ・犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向 ・実施すべき犯罪被害者等支援に関する施策 ・支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 ○意見の聴取 ・計画を定めようとするときは、あらかじめ県民の意見を反映するための措置を講ずるとともに、審議会の意見を聴くこと。	<b>審議会の設置（第11条）</b> 犯罪被害者等支援に関する施策の推進に関し調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県犯罪被害者等支援審議会を設置する。  <b>審議会の組織（第12条）</b> 委員10人以内をもって組織し、犯罪被害者等支援に従事する者、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。  <b>意見の聴取（第15条）</b> 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。  その他、審議会の運営等に必要な事項を規定（第13, 14, 16, 17条）
	<b>10 附則</b>
	○施行日 令和6年4月1日 ○本条例の制定を踏まえ、岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第15条（犯罪被害者等に対する支援）を削ること。